

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント

1

はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。

P 2 参照

ポイント

2

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。

P 3 参照

ポイント

3

はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても**墜落防止用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。

P 4 参照

統計資料

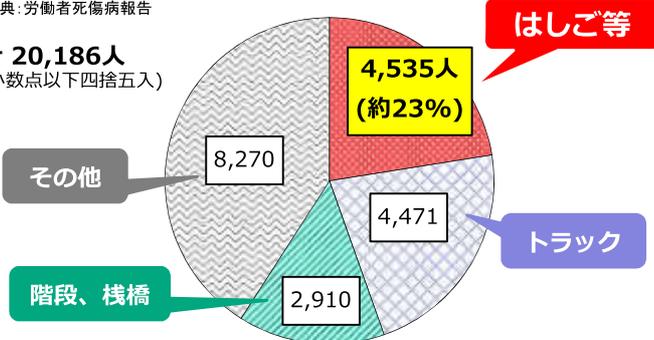
「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い (平成23年～27年 5年平均)

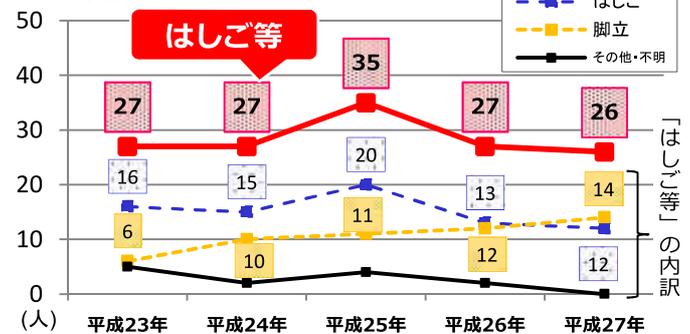
【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人
(小数点以下四捨五入)



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

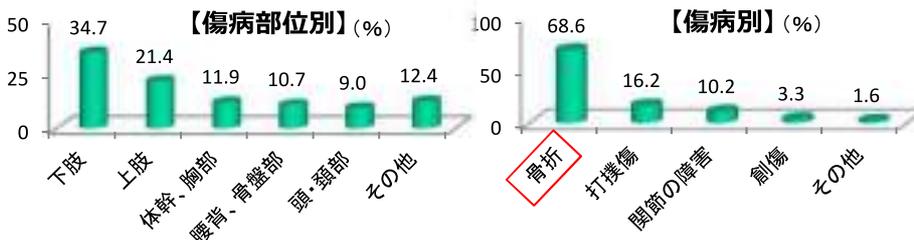
【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

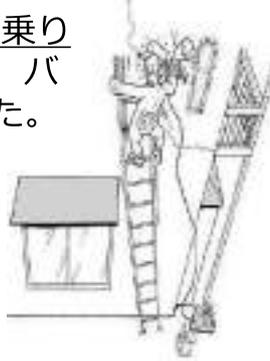
ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】 はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

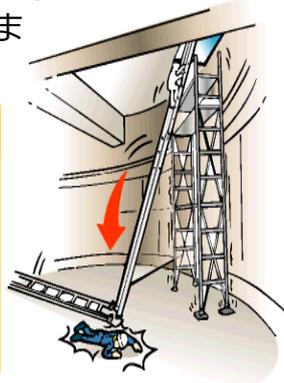


ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No. 2 はしごが転位する

【事例】 はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】 はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】 脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】 脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】 手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

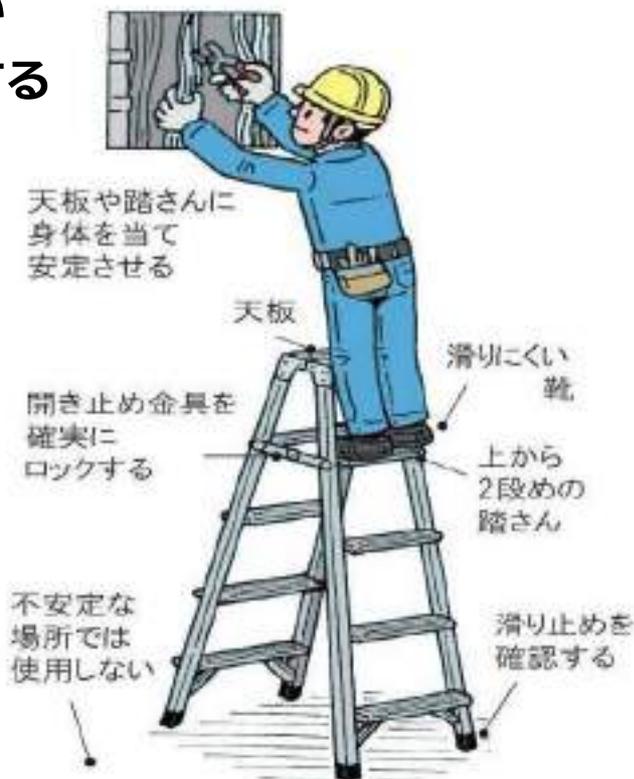
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



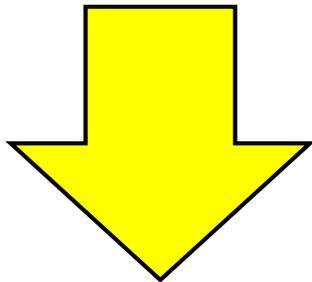
高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



再発防止対策はどうしたらいい？（転落）

墜落・転落	脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す、階段で足が滑る など		
	<p>脚立に乗り電球を交換中、バランスを崩し、脚立から落下した。</p> <p style="text-align: center;">（32歳、休業1か月）</p>	<p>テーブルに乗り、飾り付けをしていたとき、バランスを崩し、転落した。</p> <p style="text-align: center;">（66歳、休業2か月）</p>	<p>商品を運ぶ作業をしていたとき、階段で足を滑らせ、転落した。</p> <p style="text-align: center;">（18歳、休業3週間）</p>



再発防止対策

- ・ 脚立の天板には乗らない
- ・ 不安定な場所では作業を行わない
- ・ 墜落用のヘルメットを着用する
- ・ 階段の踏み面上に滑り止めを講じる
- ・ 危険箇所の見える化を図る



小売業、飲食店、社会福祉施設の
労働災害を防止しよう！

労働災害を減少させた 好事例の紹介



小売業、飲食店、社会福祉施設の労働災害が減少しない中、精力的に労働災害防止に取り組み、労働災害を減少させた企業・法人があります。これらの企業・法人を好事例として紹介します。

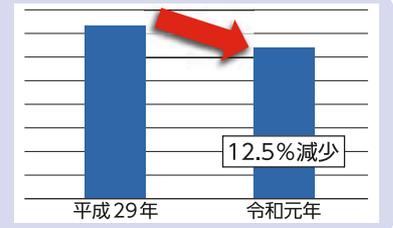
好事例 1：小売業 A 社（総合スーパーマーケット）

企業情報

売上：約 3,700 億円 (R1.2)
 店舗：154 店 (R1.11)
 従業員：約 23,000 人 (H31)

労働災害発生状況

令和元年の労働災害(不休含む)は、平成 29 年比、12.5%減少した。



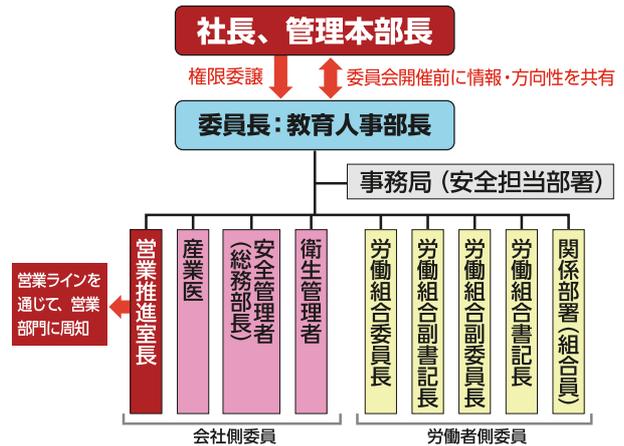
ここ数年の主な労働災害防止活動

本社中央労働安全衛生委員会 主導の取り組み

平成 28 年度から、全店舗の労働災害発生状況の分析などを基に、再発防止対策の検討を開始した。平成 30 年度からは、店舗営業を担う営業推進室長が加わり、本委員会の決定事項が、直接、店舗部門に指示されるようになった。

本社中央労働安全衛生委員会

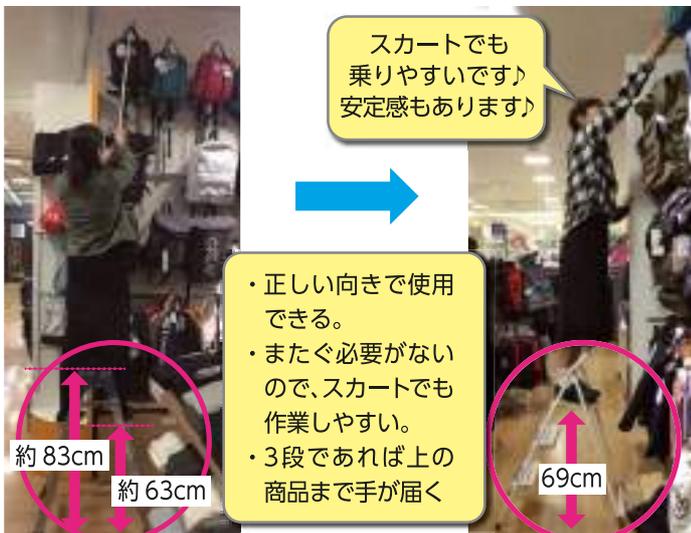
全店舗に決定事項を徹底できるようになった



高さ 80cm 以下の脚立の廃止

全店舗にある高さ 80cm 以下の脚立 437 台を廃止し、新たに踏台 614 台を購入した。一方、高さ 80cm 超の脚立は、墜落時保護用ヘルメット着用などをルール化した。

ほとんどの作業は、脚立ではなく踏台で作業できる



高さ 80cm 以下

高さ 80cm 超の脚立は、正しい使い方をルール化



脚立の正しい使い方

- ヘルメット着用
- 一人作業禁止
- 補助者は側面から補助
- 正しい向きに設置(写真)
- 天板に乗らない
- 物を持って昇降禁止

高さ 80cm 超

すべり防止用、耐滑性に優れた靴の会社支給

デリカ部門には、耐滑性に優れた靴を会社支給した。月 1 回点検し、スリップサインが出たら交換する。



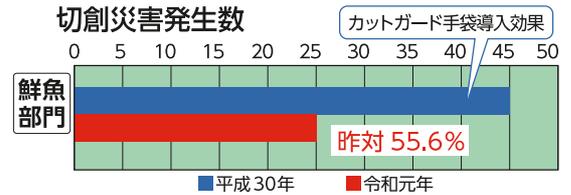
3ヶ所内の、2ヶ所以上が磨り減ってきたら、必ず交換すること！



切創防止用手袋の会社支給

鮮魚部門

平成30年10月、切創防止用手袋を会社支給し、切創災害は大幅に減少した。また、新人研修では、「包丁を扱う時は必ず2重で手袋をつける」を徹底し、習慣づけている。



青果部門

野菜カット時、段ボール開封時の切創が多いため、常時着用する「耐切創軍手」を会社支給した。



機械清掃による床ふき残しチェック

開店前の転倒災害が最も多く、中でも機械清掃の床ふき残し箇所での転倒災害が多発していたことから、清掃業者の協力の下、ふき残し箇所をモップでふき取る対策を行った。



社長による朝礼訓示“店内は小走り禁止”など

小走りによる転倒災害が多発していたため、始業45分前に店内放送で、社長が「小走りはダメです」など安全の訓示を行う。社長の一言は従業員に効果あり。

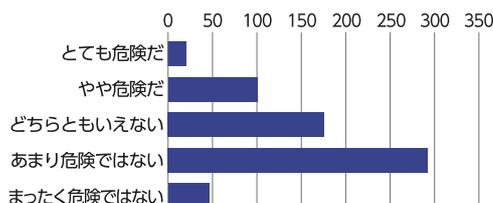
従業員へのeラーニングによる安全教育

シフト制、短時間労働のパート従業員が多く、雇い入れ時教育以外は集合教育が難しいため、eラーニングで安全教育をスタートした。視聴覚教材「小売業の労働災害を防止しよう！」<https://youtu.be/Monmu3ZliWc> (労働安全衛生総合研究所) の教育効果は高かった(下右図)。



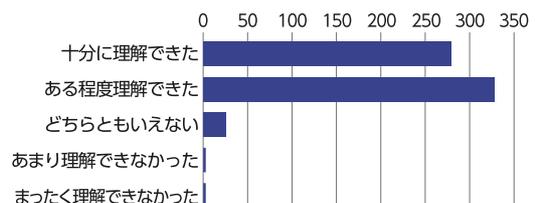
受講後アンケート結果 (有効回答637)

問 いつもの仕事は危険だと思いますか？



(視聴覚教材を見て)

問 どうすれば労働災害が防止できるか理解できましたか？



受講者の声

- ・店内やバックルームの床濡れ、整理・整頓できていないことで転倒、はみ出し陳列による転倒など、身近な危険がいっぱい潜んでいることに気づかされた。
- ・労働災害は、建設業や製造業に多いと思っていたのですが、小売業で増えていることが意外でした。
- ・決まっているルールを守る、守らせることが本当に大切だということを実感した。

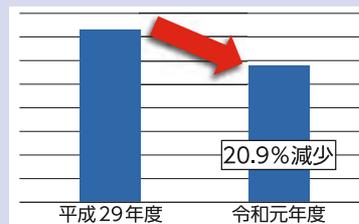
好事例2：小売業B社（食品スーパーマーケット）

企業情報

売上：約 2,350 億円 (R1.3)
店舗：78 店 (R2.2)
従業員：約 10,000 人 (R2.2)

労働災害等発生状況

令和元年度の労働災害等（不休・通勤含む）は、平成29年度比、20.9%減少した。



ここ数年の主な労働災害防止活動

本社安全衛生委員会主導の取り組み

店舗を監督するエリアマネージャーが参加し、全店舗の労働災害防止や労務管理に関する報告を行う。それを基に、安全対策の検討、安全操作マニュアル等の改訂、設備面の対策等について主管部署に提言する。

労働災害情報の一斉配信

労働災害が発生したら、即座に本社・全店舗に労働災害発生速報が配信される。

安全操作マニュアルの整備

作業マニュアルに定められた標準作業を対象に、作業の安全（保護具の着用、包丁の正しい操作など）が安全操作マニュアルにまとめられている。

【改善事例】生イカの唐揚げ作業時、はねた油が顔面に飛散し火傷災害が発生。生イカに付着した水分で油はねが発生するため、クロスによる水分の拭き取り作業手順を安全操作マニュアルに追加した。

切創防止用手袋の会社支給

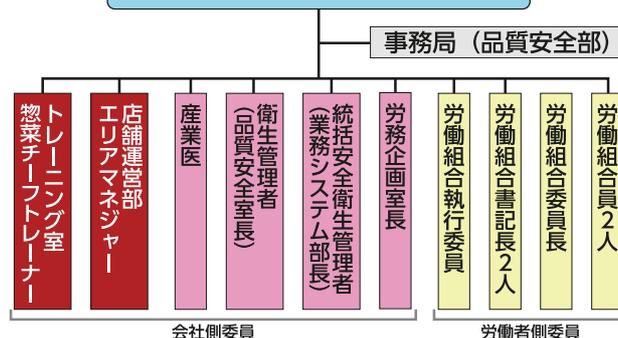
包丁を扱う作業は、会社支給の切創防止用手袋を左手に着用、生食商品を製造する場合はその上に衛生用手袋を着用する。また、冷凍魚・鮭鱒の身卸しなど、強い力が必要な作業は、切創防止用手袋の上に金属製メッシュ手袋を重ねて着用し、保護性能を高めている。

金属製メッシュ手袋



本社労働安全衛生委員会

委員長：品質安全部長（安全管理者）



耐滑性に優れた靴の会社貸与

精肉、鮮魚、デリカ、ベーカリー部門では、耐滑性に優れた靴を会社貸与した。



耐滑性に優れた靴

腕用保護カバーの会社支給

フライヤーやオープン作業では、火傷防止用に腕用保護カバーを着用し、オープン壁面などへの素肌の接触を防ぐ。



腕用保護カバー

本質的な再発防止対策

【事例】

保護メガネを着けずに薬剤飛沫が眼に入る労働災害が連続した。原因調査の結果、ゴーグルタイプ着用時の圧迫感や、顔に密着するため他人との共用を嫌うことなどが不着用の原因とわかり、メガネタイプに変更した。



(改善前：ゴーグルタイプ)



(改善後：メガネタイプ)

床材の見直し

新店舗の設計で採用された光沢があり見映えがよい床材は、水濡れですべりやすかったことから、床材を見直し、よりすべりにくい床材に変更した。



光沢あり



光沢おさえる

(改善前：すべりやすい)

(改善後：すべりにくい)

従業員への安全教育

月1回、従業員は各自で安全操作マニュアル等を読み直し標準作業を再確認する。また、eラーニングを活用した定期安全教育を実施。ヒヤリハット事例は、改善事例登録システムにより全店舗で共有を図っている。

朝礼・午後礼・夕礼による安全意識の啓発

1日3回、朝礼・午後礼・夕礼を実施し、その中で、週1回、安全意識の啓発を行っている。その内容は本社品質安全部で、繁忙期や季節特性、労働災害の発生傾向等を踏まえて作成している。

店舗ハザードマップ

従業員に危険箇所を周知している。年1回見直しを行っている。



小走り対策

接客を急ぐあまり、小走りをした際の転倒災害が多発しているため、部門責任者にインカム（無線）を装着させ、接客時の不要な移動や小走りを減らす取り組みを行っている。



店舗安全衛生チェックリスト

月1回、店舗の安全衛生チェックを実施している。チェック項目は、安全操作マニュアル等の中から、過去の労働災害などを基に選定する他、季節特有項目もある。60項目以上のチェック項目のうち、本社品質安全部が、実施頻度や時期を考慮し、毎回、約25項目を抽出している。

好事例3：飲食店Cグループ

グループ情報

ファストフード(丼物)、チェーン系専門店(ラーメン、回転寿司等)、ファミリーレストラン、チェーン系カフェ等において計20のブランドを経営

労働災害発生状況

令和元年のグループ全体の労働災害(不休含む)は、平成28年比、3.6%減少した。



ここ数年の主な労働災害防止活動

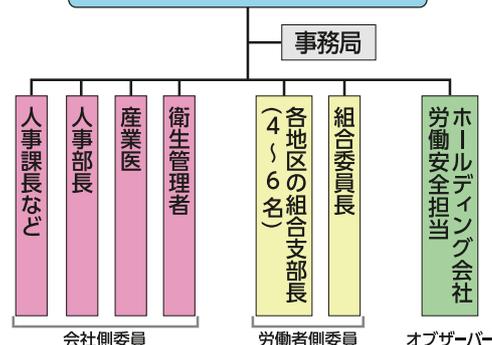
経営部門の労働安全管理

ホールディング会社による安全指導

ホールディング会社の労働安全部署のスタッフは、グループ各ブランドの本部安全衛生委員会に参加し安全指導を行っている。そこで打ち出された再発防止対策、好事例などはグループ全体に水平展開される。毎年、各ブランド人事・労務担当者、各労働組合執行委員などの参加による「グループ労働安全衛生対策会議」を開催し、労使一体で労働災害防止活動を行っている。

各ブランドの本部安全衛生委員会

委員長：COO(代表取締役)



各ブランドの取り組み

本部安全衛生委員会主導の取り組み

数年前から、各ブランド本部は安全衛生委員会をしっかりと運営するようになった。具体的には、店舗で労働災害が発生すると、不休災害を含めすべて労働災害報告書が作成され、本部安全衛生委員会に報告される。再発防止対策は、本質的安全対策を社長に提案し、トップダウンで講じられている。

人手不足対策は作業工数減少。安全性向上に直結

主な従業員はアルバイトであり、長くても3年程しか勤めない。このため、店舗の基本コンセプトは、「初日でも、すんなり店舗で仕事ができるような作業環境をつくること」である。最近の人手不足は深刻で、彼らを即戦力にするには、機械化、省人化等による作業工数の減少が重要である。これは安全性の向上にも直結する。ムリ・ムダ・ムラをなくし、工数減の作業改善(厨房レイアウト変更等)に精力的に取り組む。一方、工数増の安全対策は受け入れられない。

本部配信による労働災害防止の注意喚起

出勤した従業員は、パソコン画面で本部配信情報に目を通してから作業を開始する。そこで、労働災害防止の注意事項を周知している。



危険の見える化

厨房などの危険箇所にステッカーを貼っている。



本質的な再発防止対策

① うどんかき混ぜ棒の開発

熱湯でゆでたうどんを取り出し、すぐに氷水につけ手で締める作業では、繰り返しこの作業を行ううちに、あやまって熱湯に手を入れ火傷する災害が多発していた。このようなうっかりミスをなくすため、氷水の中にも手を入れないようにかき混ぜ棒を1年かけて開発した。



② プルトップ缶開け器具導入

プルトップ缶のふたを開ける際、切創災害が多発したため、缶を開ける新しい道具を導入した。



③ フライヤー作業の自動化

フライヤーの中に箸を入れ、揚げ物を取り出す際、あやまって揚げ物を落とし油がはね火傷が数多く発生していた。このため、フライヤーを使う作業の自動化機械を導入し、その中に箸を入れる作業をなくした。



④ ハサミの改善

通常の手ハサミでは、袋開封時、指をはさんだり、先端で指を刺したりなどの切創災害が多発していたため、刃先を短く先端を丸めたハサミに変更した。



⑤ 包丁で野菜カットは行わない

セントラルキッチンで野菜をカットし、店舗に送る。



好事例 4 : 社会福祉施設D法人

法人情報

障害者支援施設、福祉サービス事業所、生活支援センター、福祉ホーム等(全8事業所)

労働災害発生状況

全事業所の労働災害発生件数(不休含む)は、平成28年～平成30年は平均1.7件であったが、令和元年は0となった。

ここ数年の主な労働災害防止活動

本部安全衛生委員会主導の取り組み

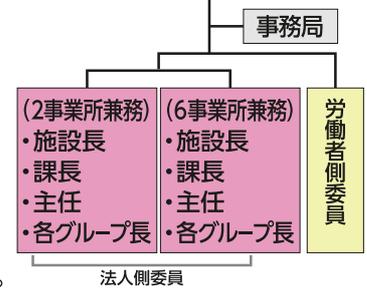
理事長、施設長、課長、主任、各グループ長、労働者側委員で構成される。

労働災害発生時の迅速対応

労働災害発生後、1日以内に本部・全施設に労働災害情報が配信される。その後、当該グループ長が再発防止対策を盛り込んだ労働災害発生報告を提出する。

本部安全衛生委員会

委員長：理事長



労働災害発生状況(例)



再発防止対策(例)

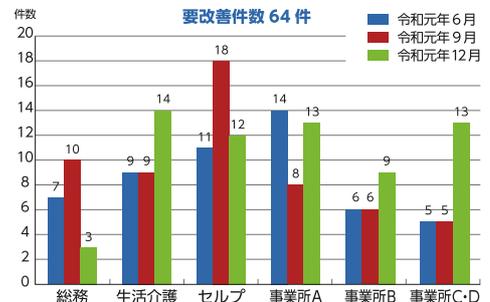


5Sパトロール

(5S:整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)

年3回、5Sパトロールを実施している。参加者は、理事長、施設長、課長、各グループ長など。指摘事項は写真を貼付して記録し、翌月開催の安全衛生委員会で報告される。

5Sパトロール指摘件数



ヒヤリハット報告

ヒヤリハットが発生したら「ヒヤリハット報告書」を作成し、上司に報告する。

KYTテーマ(例)

調理作業中の移動



KYT(危険予知トレーニング)

各グループ長は、KYTテーマ(作業)を定め、メンバー全員で危険予知トレーニングを実施している。

KYTシート(例)

作業名	危険箇所	危険要因	危険予知	危険回避
調理作業	調理器具の移動	足踏み	足元に注意	ゆっくり移動
調理作業	調理器具の移動	熱湯	熱湯に注意	手袋着用
調理作業	調理器具の移動	刃物	刃物に注意	刃物に近づかない

従業員への安全教育

各グループは、グループ長が講師となり、月1～2回、16時30分以降に10～30分の時間をとり安全教育を行っている。KYT、ヒヤリハット報告もここで行われる。

グループ長は、本部安全衛生委員会への参加、専門的な安全研修の受講などにより、講師に必要な知識等を習得している。グループ長が、安全教育の講師を務めることは、課長昇格の要件に位置づけられている。

好事例5：社会福祉施設E法人

法人情報

老人福祉施設1施設（特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス等）

労働災害発生状況

ここ数年、労働災害は発生していない。

専門家による安全教育を実施しました

主な教育内容

パワーポイント教材 https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/careworker_slip_2020.ppt

● 社会福祉施設の労働災害は増加を続けている

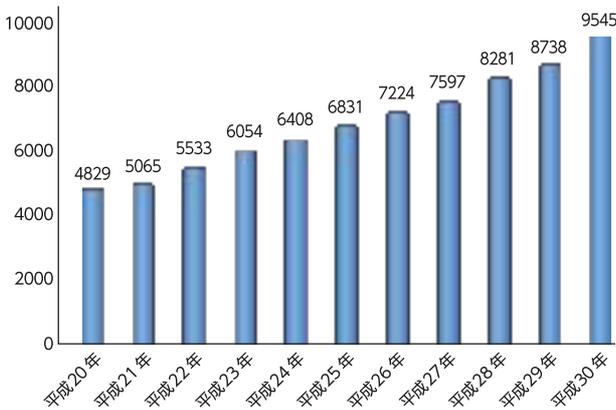


図 社会福祉施設の休業4日以上死傷災害発生状況

● 労働災害の30%超は転倒災害。最も多い

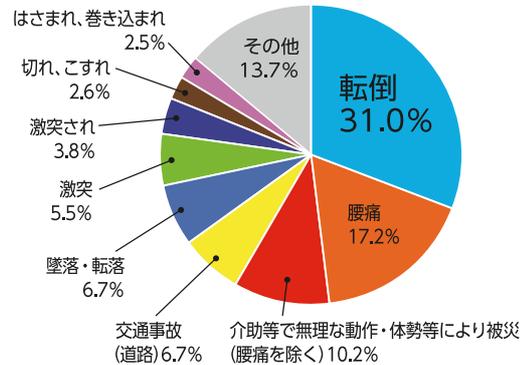


図 社会福祉施設の事故の型別休業4日以上死傷災害（H28）

注) 事故の型「動作の反動・無理な動作」は発生状況を踏まえ、「転倒」「腰痛」「介助等で無理な動作・体勢等により被災（腰痛を除く）」「その他」に振り分けた。

● 転倒災害は高齢者に多く、休業1か月以上が60%超と重篤なものが多い

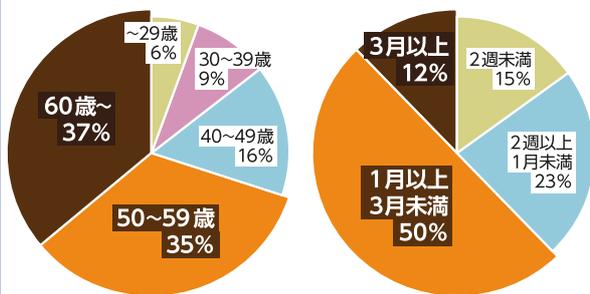


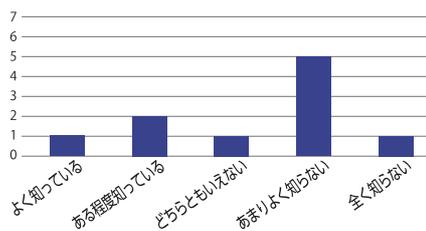
図 年齢別転倒災害発生状況（平成27年上半年期「社会福祉施設」）
図 休業見込期間別転倒災害発生状況（平成27年上半年期「社会福祉施設」）

● いろいろな転倒災害



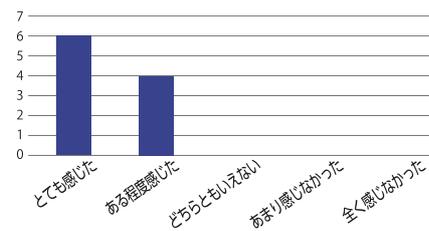
受講後アンケート結果（有効回答10）

問 社会福祉施設では転倒災害が多発していることを知っていましたか？



転倒災害の多発はあまり知られていなかった

問 本教育を受け、職場での転倒災害の危険を身近に感じましたか？



受講者の声

- ・忙しい中、常に、早足で業務にあたっている。利用者には安全の確保に努めていても、自分自身の安全はおざなりで、「つまずく」をよく見かける。環境整備が重要である。
- ・転倒しても、報告がなければなかったことになる。改善すべき場所もそのまま放置されてしまう。転倒など起こりえる危険を、職場で共有することが必要であると感じた。

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率* が前年同月に比べ 3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

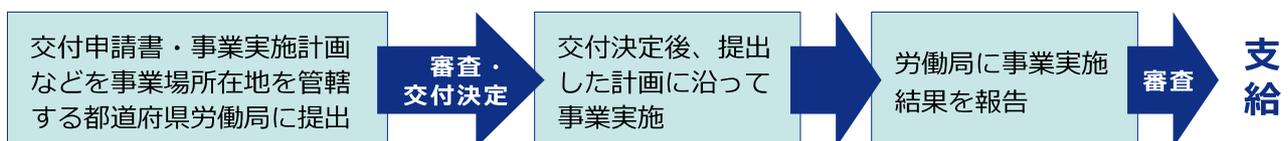
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- ・ 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【 令和4年12月まで 】 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - ・ 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - ・ 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

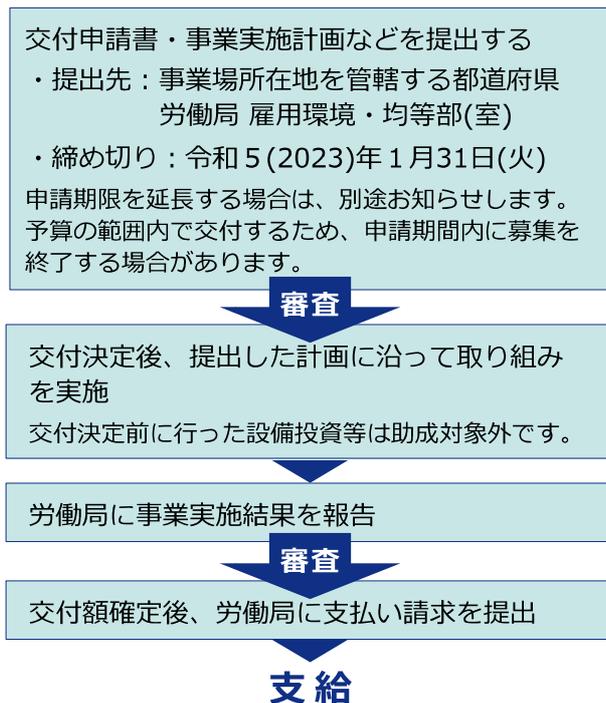
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4 / 5 920円以上：3 / 4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：
各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です